

証券コード 2411
2025年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
ゲンダイエージェンシー株式会社
代表取締役社長CEO 大 島 克 俊

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえご確認ください。よろしくお願いいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.gendai-a.co.jp/ir/stockholders-meetings.php>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ゲンダイエージェンシー）または証券コード（2411）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。よろしくお願いいたします。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

[なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。](https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show</p></div><div data-bbox=)

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル 7階 第1・第2会議室
3. 目的事項
報告事項 第30期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「会社の体制および方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませうようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主総会日 議決権の数

議案	賛成	反対
第1号		
第2号		

ご記入の欄

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I. 企業集団および当社の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、継続する物価上昇や米国の関税政策による影響の懸念等もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの主要顧客であるパチンコホール業界においては、次世代機であるスマート遊技機の普及に加え、パチンコ機の「ラッキートリガー」やスロット機の「ボーナストリガー」等、新たな遊技性を備えた機械の登場により、業界活性化への期待が高まっています。

パチンコホール広告市場においては、2023年10月より一部のインターネット広告需要が急減する等、広告需要は低迷しました。その後2024年2月にパチンコ業界4団体から「広告宣伝ガイドライン第二版」が発出され、ガイドラインに則った広告や集客に貢献するサービスの開発、販売が可能となったこと等により、広告需要は緩やかなら回復の兆しが見られます。

パチンコホール以外の広告分野については、主力のフィットネス施設や住宅関連広告分野をはじめ、広告需要は引き続き増加基調にあります。

こうした環境下で、当社グループでは、主力のパチンコホール広告分野において、急減したインターネット広告の回復に努めました。パチンコ以外の広告分野においては、広告需要の伸びが期待されるセクタにおける顧客開拓を積極的に推進いたしました。

これらの取り組みが奏功し、当連結会計年度の売上高は7,679百万円（前年同期比3.5%増）、売上総利益は2,420百万円（同10.4%増）、営業利益は418百万円（同68.0%増）、経常利益は416百万円（同58.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は358百万円（同184.9%増）となりました。

なお、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

(広告事業)

当連結会計年度におけるパチンコホール広告市場は、スマート遊技機の普及や新機能搭載機の登場もあり、盛り上がりを見せているものの、設備投資資金確保のため、広告費への支出は引き続き低調に推移しています。一方で、2024年2月にパチンコ業界4団体から「広告宣伝ガイドライン第二版」が発出されたことにより、これまで曖昧であった広告手法や集客支援サービスについて、実施可能な範囲が明確化されたこともあり、2023年10月以降急減したインターネット広告は回復基調にあります。

こうした環境下において、当社グループでは、主力のパチンコホール広告分野において、ガイドラインに則った集客に貢献する広告、サービスの開発と販売に注力しました。更には、第3四半期よりDSP広告等のマージンの高いサービスの拡販に注力し、売上総利益率の改善を図りました。これらのサービスは市場に浸透しつつあり、継続的な受注に繋がっております。一方で、取扱高の大きい折込広告を始めとする紙媒体広告の需要は、引き続き減少しております。

パチンコホール以外の広告分野においては、主力のフィットネス施設や住宅関連広告分野の他、買取業界や学習塾業界の顧客開拓を推進し、収益の底上げに向けた取組みを進めてまいりました。

その結果、売上高は7,619百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益は695百万円（同37.9%増）となりました。

(不動産事業)

当連結会計年度においては、連結子会社㈱ランドサポートが所有する千葉県柏市の土地の賃貸収益のほか、賃貸仲介物件等に伴う手数料収益4百万円の計上がありました。

その結果、売上高は56百万円（前年同期比18.4%減）、セグメント利益は19百万円（同34.1%減）となりました。

(その他)

当連結会計年度においては、連結子会社が運営するキャンピングカーレンタル事業等による、売上高は3百万円（前年同期比52.1%減）、セグメント損失は1百万円（前年同期は5百万円の損失）となりました。

なお、調査研究のためのテスト事業であったキャンピングカーレンタル事業およびストレージ事業は、第2四半期連結会計期間をもって終了いたしました。

2. 企業集団の資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、新たに、総額300百万円の長期借入を実行しました。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,300百万円の当座貸越契約を締結しております。当契約に基づく当連結会計年度末借入残高は100百万円であります。

3. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における、重要な設備投資はありません。

4. 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第27期 2022年3月期	第28期 2023年3月期	第29期 2024年3月期	第30期 2025年3月期
売上高	7,426	7,545	7,419	7,679
営業利益	296	401	249	418
経常利益	313	420	262	416
親会社株主に帰属する 当期純利益	247	369	125	358
1株当たり当期純利益	16円90銭	27円85銭	10円17銭	29円16銭
総資産	6,254	6,056	5,428	5,746
純資産	4,476	4,389	4,085	4,201
1株当たり純資産額	326円77銭	342円91銭	332円15銭	341円60銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第27期 2022年3月期	第28期 2023年3月期	第29期 2024年3月期	第30期 2025年3月期
売上高	5,878	5,806	5,920	6,018
営業利益	69	139	12	175
経常利益	86	360	26	493
当期純利益 (△)は当期純損失	75	406	△26	515
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	5円14銭	30円59銭	△2円11銭	41円87銭
総資産	5,413	5,233	4,461	4,925
純資産	3,906	3,855	3,399	3,672
1株当たり純資産額	285円15銭	301円21銭	276円40銭	298円56銭

(注) 1株当たり当期純利益および当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 企業集団の対処すべき課題

主力顧客であるパチンコホールにおいては、紙媒体広告からインターネット広告への急激なシフトが継続していくと予想しております。また、パチンコホール以外の広告分野における広告需要は、引き続き増加基調を想定しております。

こうした環境下において、当社グループでは、取り巻く経営環境の変化に適応し、迅速で適切な経営判断とその推進を行うため、新たな経営体制への移行を段階的に進めております。新体制の下、これまでの固定概念を払拭し、チャレンジする企業文化を醸成してまいります。さらに、この先も当社グループの将来を担う次世代の人材を経営幹部として積極的に登用してまいります。

なお、新体制下では、次の3点を対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

① パチンコホール広告分野の収益性改善

パチンコホール広告分野においては、業界自主規制である「広告宣伝ガイドライン」に則った、集客に貢献する広告、新サービスの持続的な開発を行い、需要の創出に注力してまいります。また、当期において販売注力したサービスやDSP広告を、引き続き拡販し、収益の底上げに努めてまいります。更には、販促物等を内製化しているパチンコホール企業向けに開発した、デザイン生成AIツールの販売を開始し、収益性の改善を図ってまいります。

② 需要の伸びが期待されるセクタでの顧客開拓

パチンコホール以外の広告分野においては、今後広告需要の成長が期待できるセクタでの顧客開拓を推進してまいります。具体的には主力のフィットネス施設や住宅関連分野の他、学習塾や買取業等に更なる拡販、取引深耕を行うことで持続的な成長を実現してまいります。

③ 持続的な成長のための人材育成

当社はコロナ禍以降、成果型報酬に重点を置いた人事制度を導入いたしました。しかしながら、昨今の物価高や賃上げの要望に対し、成果型報酬では全従業員への賃上げに適さない側面があることから、従業員が安心して働ける会社を目指し、中長期的なキャリア形成を実現し、各人の経験や知識、能力を最大限に発揮できる新たな人事制度に移行してまいります。更には、今後も人的資本への投資を推進していくため、新たに人事担当取締役を設置する予定です。

今後も持続的な収益力と成長力を併せ持つ企業となるため、従業員の可能性を最大限に引き出すための施策を行ってまいります。

6. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および国内子会社6社により構成されております。

①広告事業

当社、連結子会社㈱ユーアンドユー、㈱ジュリアジャパン、㈱ジールネットおよび㈱プレスエーにおいて、広告の企画制作を行っております。

品目別の内容は以下のとおりであります。

品 目	内 容
折 込 廣 告	新聞折込広告の企画制作
インターネット	インターネットメディアを利用した広告の企画制作
販 促 物	ダイレクトメール、店舗内外装飾用のポスター・ポップ等の印刷物、ノベルティー等の企画制作
媒 体	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作
クリエイティブ	映像、デザイン等の制作受託
そ の 他	店舗イベントの企画運営

②不動産事業

連結子会社㈱ランドサポートにおいて、パチンコホールをはじめとした商業施設全般に関する不動産の賃貸、仲介等を行っております。

③その他事業

主として、連結子会社㈱ジールネットにおいて、キャンピングカーレンタル事業、㈱アークにおいて新事業開発を行っております。

なお、調査研究のためのテスト事業であったキャンピングカーレンタル事業は、当連結会計年度をもって終了いたしました。

7. 企業集団の主要な事業所（2025年3月31日現在）

会 社 名	区 分	場 所
ゲンダイエージェンシー㈱	本 社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティビル29階
	営業拠点	国内11営業拠点 (札幌、仙台、宇都宮、東京、松本、名古屋、静岡、大阪、広島、福岡、鹿児島)
㈱ ラ ン ド サ ポ ー ト	本 社	東京都新宿区
㈱ ユ ー ア ン ド ユ ー	本 社	東京都渋谷区
㈱ ジュリアジャパン	本 社	東京都新宿区
	オフィス	国内3拠点 (札幌、東京、大阪)
㈱ ジ ー ル ネ ッ ト	本 社	東京都新宿区
㈱ プ レ ス エ ー	本 社	東京都新宿区
㈱ ア ー ク	本 社	東京都新宿区

8. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
広告事業	204	△8
不動産事業	1	1
その他	—	—
全社（共通）	2	△1
合計	207	△8

- (注) 1. 当社および当社連結子会社の従業員数を記載しております。
 2. 上記従業員のほか、臨時従業員が15名（年間の平均人員）おります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139名	△4名	39.98歳	12.02年

- (注) 上記従業員のほか、臨時従業員が8名（年間の平均人員）おります。

9. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社ランドサポート	50百万円	100.0%	不動産事業
株式会社ユーアンドユー	60百万円	100.0%	広告事業
株式会社ジュールネット	35百万円	100.0%	広告その他事業
株式会社ジュリアジャパン	45百万円	100.0%	広告事業
株式会社プレスユー	1百万円	100.0%	広告事業
株式会社アーク	25百万円	100.0%	その他事業

10. 企業集団の主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	375百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円

- (注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行3行と借入極度額1,300百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当契約に基づく当連結会計年度末借入残高は100百万円であります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 66,400,000株
- ②発行済株式の総数 12,300,000株
- ③株主数 8,498名
- ④大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G A キ ャ ピ タ ル (株)	4,524,000株	36.78%
内 藤 征 吾	368,800株	3.00%
梅 田 美 智 子	359,400株	2.92%
完 山 敏 錫	310,000株	2.52%
鎌 倉 吉 成	163,900株	1.33%
上 田 八 木 短 資 (株)	133,100株	1.08%
光 岡 巖	130,600株	1.06%
森 本 潤	119,800株	0.97%
上 川 名 弦	118,000株	0.96%
ベ ニ ス 産 業 (株)	116,800株	0.95%

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	大島 克俊	社長最高経営責任者
代表取締役	上川 名弦	最高執行責任者
取締役	高 秀 一	最高財務責任者
取締役	両角 正人	経理部長
取締役	山本 正卓	
取締役	田坂 正樹	株式会社ピーバンドットコム 取締役会長フェウンダー
取締役	姜 理 恵	法政大学デザイン工学部 教授
常勤監査役	安達 吉明	
監査役	高野 健二	公認会計士 株式会社M&Aコンサルティング 代表取締役
監査役	高岡 徹	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役田坂正樹氏および取締役姜理恵氏の両名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高野健二氏および高岡徹氏の両名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役高野健二氏は公認会計士の資格を有しており、また、監査役高岡徹氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役大島克俊氏は、2024年6月21日付で代表取締役社長最高経営責任者に就任いたしました。
5. 取締役両角正人氏は、2024年6月21日開催の第29回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 取締役木藤友治氏は、2024年6月21日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 田中公仁郎氏は、2024年6月13日に逝去により監査役を退任いたしました。
8. 当社は、監査役高野健二氏および監査役高岡徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、社外取締役および社外監査役的全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
10. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約は締結しておりません。
11. 当社は、当社および子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者とその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について次のとおり決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、短期的な業績の向上と株主利益の追求を考慮しながらも、取締役が中長期的視点で当社グループの持続的成長と企業価値向上に取り組めるよう、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本方針とし、基本報酬のみで構成する。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位および職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については支給しない。

ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、基本報酬のみであるためこれを定めない。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された取締役の年間報酬総額の限度額内で、基本報酬の総額について取締役会で決議し、当該決議に基づいて、上記各方針に従って具体的な額を決定するよう代表取締役最高経営責任者に対して委任するものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役最高経営責任者によって適切に行使されるよう、支給総額の内容について十分な協議を行わなくてはならない。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役の個別の基本報酬を決定する権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長最高経営責任者である大島克俊に対し取締役会で決議された基本報酬の総額内での各取締役の個人別の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長最高経営責任者が適していると判断したためであります。取締役会は、各取締役の個別の基本報酬を決定する権限が代表取締役最高経営責任者によって適切に行使されるよう、支給総額について十分な協議を行っており、また、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定に際しても同様の協議を行っているため、取締役会としても、当該報酬等の内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

③当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	82 (4)	82 (4)	- (-)	- (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12 (5)	12 (5)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	94 (10)	94 (10)	- (-)	- (-)	12 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年6月21日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び同月13日に逝去により退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額12百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2005年6月17日開催の第10回定時株主総会において、月額2,500千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
5. 役員賞与はございません。

④当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はございません。

⑤社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はございません。

3. 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役田坂正樹氏は、株式会社ピーバンドットコム取締役会長ファウンダーであります。当社と株式会社ピーバンドットコムとの間には特別の関係はございません。
 - ・監査役高野健二氏は、株式会社M&Aコンサルティングの代表取締役であります。当社と株式会社M&Aコンサルティングとの間には特別の関係はございません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項はございません。

③当事業年度における主な活動状況

役職および氏名	主な活動状況
社外取締役 田坂 正樹	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業経営者としての観点からの発言を適宜行っており、特にインターネットを活用した商取引や情報発信等について専門的な立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役 姜 理恵	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>メディアでの経験及び大学教授としての知見および経験に基づいた発言を適宜行っており、特にベンチャービジネスについての専門的な立場から助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役 高野 健二	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 高岡 徹	<p>当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任もしくは不再任決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,721	流 動 負 債	1,269
現金及び預金	3,693	買掛金	496
受取手形	76	短期借入金	100
売掛金	896	1年内返済予定の長期借入金	362
その他	57	未払法人税等	67
貸倒引当金	△2	その他	243
固 定 資 産	1,025	固 定 負 債	275
有 形 固 定 資 産	577	長期借入金	212
建物及び構築物	18	資産除去債務	37
機械装置及び運搬具	14	その他	25
工具、器具及び備品	22		
土地	521	負 債 合 計	1,545
無 形 固 定 資 産	118	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	77	株 主 資 本	4,205
ソフトウェア仮勘定のれん	28	資本金	100
	12	資本剰余金	735
投 資 そ の 他 の 資 産	329	利益剰余金	3,370
投資有価証券	163	その他の包括利益累計額	△3
繰延税金資産	44	その他有価証券評価差額金	△3
その他	125	純 資 産 合 計	4,201
貸倒引当金	△3		
資 産 合 計	5,746	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,746

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	7,679
売上原価	5,259
売上総利益	2,420
販売費及び一般管理費	2,001
営業利益	418
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	1
有価証券利息	1
有価証券売却益	7
その他	14
営業外費用	
支払利息	5
有価証券売却損	8
その他	16
経常利益	416
特別利益	
固定資産売却益	12
特別損失	
投資有価証券評価損	13
税金等調整前当期純利益	416
法人税、住民税及び事業税	96
法人税等調整額	△38
当期純利益	358
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	358

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,611	流 動 負 債	1,002
現金及び預金	2,907	買掛金	345
受取手形	68	短期借入金	100
売掛金	604	1年内返済予定の長期借入金	362
仕掛品	7	未払金	66
原材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	3
前払費用	20	未払消費税等	46
その他	4	未払費用	17
貸倒引当金	△1	預り金	54
固 定 資 産	1,314	その他	5
有形固定資産	40	固 定 負 債	250
建物	16	長期借入金	212
車両運搬具	11	資産除去債務	37
工具、器具及び備品	12	その他	0
無形固定資産	81	負 債 合 計	1,252
ソフトウェア	52	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	28	株 主 資 本	3,675
投資その他の資産	1,191	資本金	100
投資有価証券	163	資本剰余金	735
関係会社株式	884	資本準備金	100
繰延税金資産	37	その他資本剰余金	635
その他	108	利 益 剰 余 金	2,839
貸倒引当金	△2	その他利益剰余金	2,839
資 産 合 計	4,925	繰越利益剰余金	2,839
		評価・換算差額等	△3
		その他有価証券評価差額金	△3
		純 資 産 合 計	3,672
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,925

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2024年4月1日から
2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		6,018
売 上 原 価		4,185
売 上 総 利 益		1,833
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,657
営 業 利 益		175
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	324	
有 価 証 券 売 却 益	7	
そ の 他	0	333
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
有 価 証 券 売 却 損	8	
そ の 他	2	15
経 常 利 益		493
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	3
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	13	13
税 引 前 当 期 純 利 益		483
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4	
法 人 税 等 調 整 額	△35	△31
当 期 純 利 益		515

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ゲンダイエージェンシー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三澤幸之助

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齋藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンダイエージェンシー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ゲンダイエージェンシー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三澤幸之助
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 映

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

ゲンダイエージェンシー株式会社 監査役会

常勤監査役 安 達 吉 明 ㊟

監 査 役 高 野 健 二 ㊟

監 査 役 高 岡 徹 ㊟

(注) 監査役高野健二氏、高岡徹氏の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となります。

つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	おおしま かつとし 大島 克俊 (1978年6月23日生)	2002年4月 当社入社 2005年10月 上野営業所長 2008年4月 東日本営業部グループマネージャー 2011年4月 広告営業本部グループマネージャー 2013年4月 営業企画開発部長 2017年4月 執行役員営業企画開発部長 2021年6月 当社取締役就任 2023年4月 最高営業責任者（CMO） 2024年6月 当社代表取締役就任（現任） 社長最高経営責任者（CEO）（現任）	17,100株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、執行役員、取締役に加え子会社の代表を歴任し、昨年からは当社代表取締役として当社グループ経営を多岐にわたり牽引しその企業価値向上に大きく貢献してまいりました。その当社グループにおける経験と見識を踏まえ、今後もリーダーシップを強く発揮し、当社グループの企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			
2	もろ ずみ まさと 両角 正人 (1977年10月21日生)	2002年4月 テンアライド株式会社入社 2004年3月 当社入社 2007年10月 松本営業所長 2011年4月 神戸営業所長 2016年2月 経理部長（現任） 2021年10月 執行役員経理部長 2024年6月 当社取締役就任（現任）	11,400株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、当社の営業所長、経理部長、執行役員を歴任し、当社の営業部門と管理部門の双方において豊富な経験と知識を有しており、昨年からは取締役として適切な役割を果たしていることから、当社グループの企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
※3	くろ こ よし あき 黒子好章 (1974年9月10日生)	1997年3月 当社入社 2001年9月 上野営業所長 2003年4月 八王子営業所長 2005年4月 人事部長（現任） 2006年4月 執行役員（現任） 2009年4月 最高人事責任者（CH0）（現任）	29,000株
<p>【選任理由】 同氏は、営業所長を歴任後、長年にわたり当社の最高人事責任者兼人事部長として適切な役割を果たしてきたことから、今後の当社グループの企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>			
4	やま ちと まさ たか 山本正卓 (1964年4月20日生)	1991年4月 有限会社アイユー入社 1993年4月 株式会社ファラン入社 1994年2月 現代広告社創業 1995年4月 当社設立 代表取締役就任 2004年5月 最高経営責任者（CEO） 2024年6月 取締役（現任）	3,980,200株
<p>【選任理由】 同氏は、当社創業以来長く代表取締役を務め、当社グループの成長に貢献してきたことから、今後においても、豊富な経験、知見および人脈を活かした当社グループの適切な経営への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			
5	た しか まさ き 田坂正樹 (1971年6月13日生)	1995年4月 株式会社ミスミ（現株式会社ミスミグループ本社）入社 2000年4月 株式会社ブレイク・フィールド社取締役 2002年4月 株式会社インフロー（現株式会社ビーバンドットコム）設立 代表取締役就任 2021年6月 当社取締役就任（現任） 2023年6月 株式会社ビーバンドットコム取締役会長ファウンダー就任（現任）	17,100株
<p>【選任理由および期待される役割】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただき、特にECサイトを始めたとしたインターネットを活用した商取引等について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
※6	たに ぐち たつ なり 谷 口 辰 成 (1976年10月14日生)	1999年4月 株式会社ネクサス（現株式会社ジェ イ・コミュニケーション）入社 2000年10月 株式会社ジェイネクスTEL入社 2002年10月 株式会社セキュア設立 代表取締役 就任 2014年8月 合同会社LYON 代表社員（現任） 2022年4月 株式会社セキュア 代表取締役社長 代表執行役員CEO（現任）	0株
<p>【選任理由および期待される役割】</p> <p>経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただき、特にセキュリティ管理に関する専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田坂正樹氏および谷口辰成氏は社外取締役候補者であります。
4. 田坂正樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。これにより、田坂正樹氏は当社との間で当該契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続するとともに、谷口辰成氏との間においても、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。
6. 山本正卓氏が所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社であるG A キャピタル株式会社が保有する株式数も含めて記載しております。
7. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約は締結しておらず、今後の締結についても現在のところ予定しておりません。
8. 当社は、当社および子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で保険料の全額を当社が負担して締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案において各氏の選任が承認可決され取締役に就任した場合、その全員が当該保険契約の被保険者となりますが、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、保険料の全額を当社が負担しこれを更新する予定です。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	専 門 性 ・ 経 験				
	企 業 経 営	事 業 戦 略	財 務 ・ 会 計	リ ス ク 管 理	人 材 マ ネ ジ メ ン ト
大 島 克 俊	○	○			○
両 角 正 人			○	○	
黒 子 好 章				○	○
山 本 正 卓	○	○			○
田 坂 正 樹	○				
谷 口 辰 成	○				

※上記は各候補者が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

当社の監査役は3名であります。監査体制の強化・充実を図るために増員したく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いっしきしんじ 一色真司 (1960年10月7日生)	1988年2月 株式会社進学教育社(現株式会社イスト)設立 代表取締役就任 1992年3月 株式会社代々木学園設立 代表取締役就任 1994年11月 特定非営利活動法人21世紀教育研究所設立 代表理事(現任) 2004年12月 株式会社麗光学園(現株式会社代々木高校)設立 代表取締役就任 2020年12月 学校法人代々木学園設立 理事長就任(現任) 2021年4月 株式会社代々木高校 取締役会長就任(現任)	0株
【選任理由】		
同氏は、長きにわたり学校及び会社の経営に携わり、教育者・経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知識と経験を当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 一色真司氏は新任の社外監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。これにより、一色真司氏の選任が承認された場合、当社は一色真司氏との間で当該契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定に基づく補償契約は締結しておらず、今後の締結についても現在のところ予定しておりません。
 5. 当社は、当社および子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で保険料の全額を当社が負担して締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。本議案において候補者の選任が承認可決され監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となりますが、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、保険料の全額を当社が負担しこれを更新する予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティビル 7階 第1・第2会議室

(2階よりA～Eのいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)

TEL 03(5308)9888



◆交通のご案内

京王新線(都営新宿線乗り入れ)「初台駅」東口より徒歩2分